

松本委員 提出資料

2級に相当する障害について

1) 身体障害者福祉法との整合性（視野判定基準の不一致）

現在の障害年金の2級は、両者の視力判定基準が『**両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの**』であることから身体障害者福祉法の3級相当と考えられる。しかし、現在の視野判定では下記のように整合性が確保されていない。

障害年金：両眼の視野がそれぞれ1/2の視標で5度以内

身体障害者福祉法：両眼による損失率が90%以上のもの

下表に、左右対称の同心円状の求心性視野障害があったとした場合の損失率、残余角度10度内視野の残余面積比率を比較する。

損失率 (%)	残余角度(度)	中心10度内の残余面積比率 (%)	
90 %	7 度	49 %	身体障害者3級
93 %	5 度	25 %	障害年金2級
95 %	3.5 度	12 %	身体障害者2級

すなわち、現行の障害年金判定基準は損失率93%相当で身体障害者福祉法90%より厳しい条件になっている。この理由は、旧身体障害者認定の求心性視野障害判定に用いられていた1/2の視標で5度以内の基準を、現行もそのまま採用しているためである。また求心性視野狭窄5度以内という判定基準は、視野測定精度、僅かな障害部位のずれなどによる不平等性の問題を含んでいる。

2) 障害年金判定基準と身体障害者福祉法判定基準の整合性をより確保した改定案

1. 身体障害者福祉法の視能率算定をそのまま採用する。

利 点：a) 完全に両者の整合性をとることができる。

b) 身体障害者福祉法運用に慣れている判定者は導入しやすい。

問題点：a) 計算が非常に煩雑である。

b) 現行の身体障害者認定運用において視能率算定手法に関する異論が多い。

2. 1/2の視標で両眼による視野が10度内の50%未満

根拠：損失率90%の障害は、両眼の視野障害が同等とした場合、中心10度内視野の残余比率に算定すると49%になる。また両眼の視野を重ねて1/2判定する手法は、障害手当金判定、身体障害者福祉法でもすでに用いられている。

利 点：a) 評価が単純であり、身体障害者福祉法と最低限の整合性を確保して。

b) 同手法が『両眼による視野が2分の1以上欠損したもの』としてすでに採用されている。

問題点：a) 定量的に数値で正確に評価しにくい。

b) 50%ボーダーライン上の症例の判定